

## 旭川街あかり実行委員会における過年度分の納税について

### 1 事業の概要

「旭川街あかり実行委員会」の事務局（一般社団法人 旭川観光コンベンション協会内）において、インボイス登録手続に関連し税務署へ相談を行ったところ、過年度における法人税の取扱いについて確認が必要となりました。

税務署との協議の結果、旭川街あかり実行委員会は法人税の課税対象事業者であることが判明し、過年度分の納税額を確定させたうえで、本年度において全額納付を完了いたしました。

### 2 対象年度

令和元年度から令和5年度までの5か年

### 3 納税総額

40万円（延滞金を除く）

### 4 再発防止策

税務関係法令の認識不足が要因であったことから、今後は実行委員会内における税務知識の共有と確認体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底するとともに、再発防止に努めます。